

和子牛価格の下落時において、
一定の取組を行う生産者に奨励金を交付します！

①優良和子牛生産推進緊急支援事業を延長します！

＜支援内容は？＞

- ✓ 和子牛の**ブロック別平均価格※が発動基準を下回った場合に**、飼養管理向上に取り組む和子牛生産者に対し、**発動基準に応じた奨励金（1万円/頭・2万円/頭・3万円/頭）**を交付します。
- ✓ **令和7年度から、各品種区分において発動基準を1万円引き上げました！**

- ※ 極端に価格が高い都道府県は単独で平均価格を計算します。
- ※ 褐毛和種及びその他の肉専用種は、全国で平均価格を計算します。
- ※ 平均価格の計算期間は、黒毛和種及び褐毛和種は四半期別、その他の肉専用種は年間とします。

＜対象となる和子牛＞

- ✓ **令和7年4月～令和8年3月に販売された和子牛**が対象です。
（自家保留・本人取りした子牛は対象になりません。）

＜発動基準、必要取組数、奨励金単価＞

発動基準	黒毛和種	61万円	59万円	58万円
	褐毛和種	56万円	54万円	53万円
	その他の肉専用種	36万円	34万円	—
必要取組数		2つ	3つ	4つ
奨励金単価		1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

＜飼養管理向上のための取組メニュー＞

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
○飼料効率の改善	○疾病防止のワクチン接種	○疾病防止のワクチン接種
○添加物による栄養補助	○疾病の早期治療	○発情発見機等の活用
○駆虫・防虫対策	○栄養状態を強化する人工哺乳	○高度な栄養管理
○寒冷・暑熱対策		
○牛体管理の徹底		

②和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業を新たに措置！

<支援内容は？>

✓ **優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて、**
和子牛の**ブロック別平均価格が発動基準を下回った場合**に、
産地基盤強化に取り組む和子牛生産者に対し、
奨励金 1万円/頭（離島等※は 5万円/頭）を交付します。

※ 「離島等」は、離島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された
離島振興対策実施地域、**沖縄県**、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

<対象となる和子牛>

✓ **令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月に販売・保留された和子牛**が対象です。
（本事業は自家保留した子牛も対象です。）

<発動基準>

品種区分	発動基準価格
黒毛和種	61万円
褐毛和種	56万円
その他の肉専用種 (無角和種及び日本短角種)	36万円

<産地基盤強化のための取組メニュー>

地域内自給飼料の 生産・利用	早期出荷に向けた 地域内一貫生産	需給に応じた生産
<ul style="list-style-type: none"> ○高栄養飼料作物等の生産 ○耕畜連携等による飼料の利用 ○食品製造副産物等の飼料利用 ○放牧の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い直し不要な子牛生産の実践 ○出荷月齢の早期化を図る取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○需給状況等に関する定期的な勉強会の参加 ○遺伝的多様性に配慮した交配

★産地基盤強化のための取組は、**（公財）沖縄県畜産振興公社の「和子牛産地基盤強化計画」**に沿って行ってください。

★取り組んだことが証明できる**領収書や写真などの保管（5年間）**をお願いします。

<お問い合わせ先>

公益財団法人沖縄県畜産振興公社（098-855-1129）